川崎市立西生田中学校PTA 細 則

第1章 代表委員会

第1条 代表委員の外に必要に応じて補佐をおくことができる。

第2章 役員候補者推薦委員 (以下推薦委員という)

- 第2条 推薦委員の選出は次の通りとする。
 - ①代表委員より推薦委員を選ぶ。 (現役員を除く)
 - ②教職員より1名を選ぶ。
- 第3条 推薦委員は次の事項を留意するものとする。
 - ①推薦委員会の正・副委員長は、委員の互選による。
 - ②推薦委員会は、推薦委員会の長が招集する。
 - ③推薦委員会は視野を広くして公平な人事を行う。
 - ④個人の人格を尊重して、会議の内容をみだりに口外してはならない。
 - ⑤推薦委員会は運営上必要な時、会長に相談することもできる。
 - ⑥推薦委員の任期は役員が総会において承認された時までとする。

第3章 慶弔及び表彰

第4条 磨 弔

- ①卒業生に記念品を贈る。
- ②会員死亡の際は10,000円
- ③生徒死亡の際は10,000円
- ④その他、特別の場合は役員会において審議する。

第5条 表 彰

本校の発展に功績のあった人を表彰することができる。

第4章 個人情報

第6条 個人情報取扱規則は別に定める。

付則

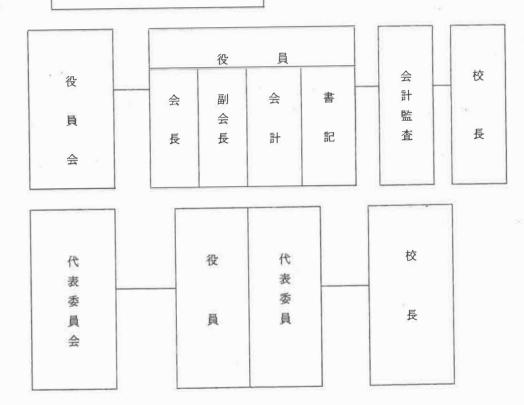
1、その他、特別の場合は役員会において審議する。

- 2、本会の細則は代表委員会の過半数の承認において変更することができる。
- 3、本会の細則は、昭和45年6月22日より施行する。

昭和46年1月14日1部改正 昭和47年2月10日1部改正 昭和51年3月 9日1部改正 昭和53年3月 4日1部改正 昭和56年4月21日1部改正 昭和63年5月 9日1部改正 平成2年4月17日1部改正 平成8年3月 2日1部改正 平成20年2月 2日1部改正 平成29年10月7日一部改正

昭和50年6月27日1部改正 昭和52年3月22日1部改正 昭和54年3月17日1部改正 昭和58年4月28日1部改正 平成元年5月12日1部改正 平成6年4月30日1部改正 平成14年4月27日1部改正 平成28年3月5日1部改正





川崎市立西生田中学校PTA 個人情報取扱規則

第1条 (目的)

この規則は、川崎市立西生田中学校 PTA (以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 (責務)

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

第3条 (個人情報の定義)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第4条 (管理者)

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第5条 (取扱者)

本会における個人情報の取扱者は役員および代表委員とする。

第6条 (守秘義務)

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、 不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条 (個人情報の適正な取得)

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し本人に明示する。

第8条 (個人情報の利用目的)

取得した個人情報は、以下の目的のために利用する。

- (1) PTA活動に関わる連絡および文書の発送
- (2) 総会資料への掲載

第9条 (個人情報の利用制限)

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

第10条 (管理)

個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 (保管)

電子媒体の個人情報は、パスワードをかけ適切な状態を維持し保管する。 紙媒体の個人情報は、施錠できる場所等に保管する。

第12条 (第三者提供の制限)

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をお こなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合

- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条 (第三者提供に係る記録の作成等)

個人情報を第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く) に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供者の同意を得ている旨

第14条 (第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第15条 (情報の開示等)

・本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法 令に沿ってこれに心しる。

第16条 (情報漏えい対策)

個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第17条 (苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適正かつ迅速な処理に努める。

附則

- 1、その他、特別の場合は役員会において審議する。
- 2、本規則は代表委員会の過半数の承認において変更することができる。
- 3、本規則は、平成29年10月7日より施行する。